



空とみどりの交流拠点

広報

中標津

No.595

なかしべつ



2012 平成24年

7

発行／中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

総務部総務課情報化推進・広報調査係

■0153-73-3111 ■0153-73-5333

中標津町ホームページ

URL <http://www.nakashibetsu.jp/>

メール nakashi-t@aurens.or.jp

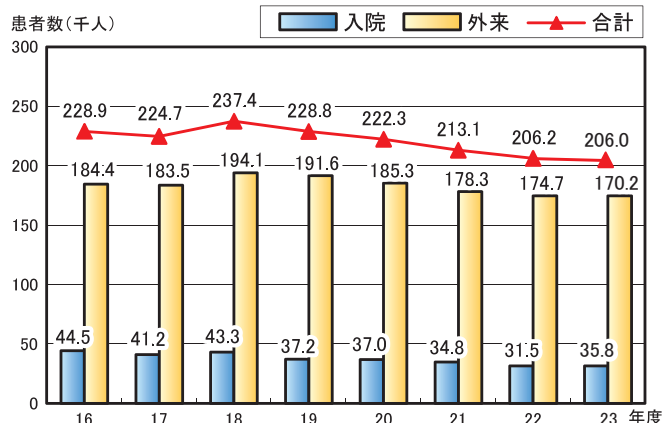
携帯サイト <http://j.nakashibetsu.jp/>



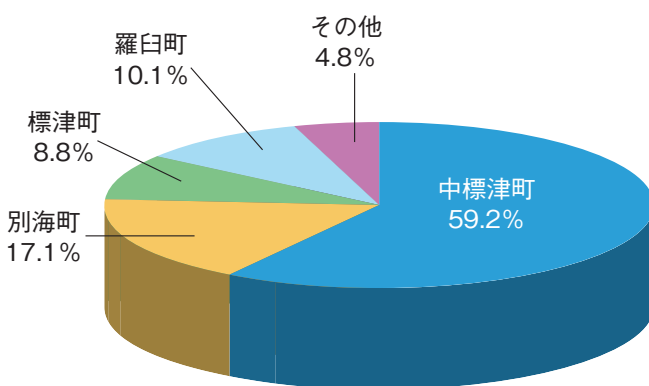
平成23年度の病院事業は、産婦人科及び整形外科で新たに常勤医師1名ずつを採用することができ、全体の医師数は24名（うち嘱託2名）となりました。昨年度に引き続き14診療科のうち放射線科と循環器科を除く12診療科で常勤医師による診療となるなど、診療体制の充実を図ることができました。しかしその一方で、入院患者は僅かに増加したものの外来患者が減少しており、厳しい経営状況が続いています。

◆本年度の延患者数は入院35,778人、外来170,182人となり、前年度比で入院4,215人（13.4%）の増、外来4,503人（2.6%）の減となりました。居住地別の患者割合は、中標津町が59.2%、管内3町の合計が36.0%となっており、地域センター病院として根室管内の医療を支えています。

年度別患者数の推移



居住地別患者割合（23年度、入院外来合計）



◆収益のうち入院・外来を合わせた診療収入合計は、入院患者の増、診療単価が上がったことから、前年度比で1億4,306万円（5.4%）増加しました。収益合計は、41億1,703万円（前年度比2億3,912万円、6.2%の増）となりました。

◆費用のうち材料費は、診療収入に比例し前年度比で4,787万円（7.0%）の増、経費は、燃料費の高騰、委託料の見直しなどにより前年度比で3,406万円（4.8%）増加しました。費用合計は、42億5,364万円（前年度比8,649万円、2.1%の増）となりました。

収益的収支の状況（1年間の経営活動に伴い発生する収支）

	科 目	決 算 額	対前年度比増減率
病院事業収益	入 院 収 益	14億1,762万円	13.6%
	外 来 収 益	13億5,859万円	△ 1.9%
	そ の 他 医 業 収 益	1億6,121万円	6.7%
	一般会計繰入金	11億5,629万円	7.8%
	そ の 他 の 収 益	2,332万円	8.3%
	収 益 合 計	41億1,703万円	6.2%
病院事業費用	給 与 費	22億6,715万円	0.4%
	材 料 費	7億2,884万円	7.0%
	経 費	7億4,024万円	4.8%
	減 価 償 却 費	2億7,792万円	1.7%
	支 払 利 息	1億 915万円	△ 5.2%
	そ の 他 費 用	1億3,034万円	△ 2.8%
	費 用 合 計	42億5,364万円	2.1%
	収 益 的 収 支 差	△ 1億3,661万円	

資本的収支の状況（資産取得に伴い発生する収支）

	科 目	決 算 額	対前年度比増減率
収入	企 業 債	7,760万円	48.4%
	一般会計繰入金	1億9,354万円	3.1%
	道 補 助 金	2,877万円	皆 増
	収 入 合 計	2億9,991万円	24.9%
支出	医療機械器具等購入費	1億 643万円	47.3%
	企業債償還金	3億1,272万円	6.5%
	支 出 合 計	4億1,915万円	14.6%
	資 本 的 収 支 差	△ 1億1,924万円	

平成23年度に購入した主な医療機械器具等

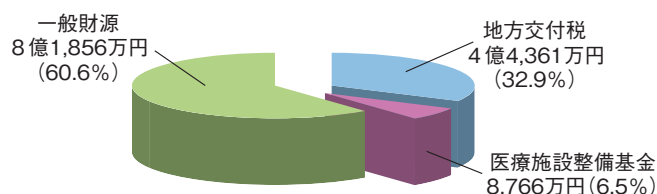
全身用X線コンピュータ断層撮影装置 透析用監視装置(487万円)
(5,754万円) 核医学画像処理装置(467万円)
超音波内視鏡システム(1,019万円) 無影灯(415万円)
光干渉断層計(987万円) 画像管理システム(404万円)
内視鏡システム(494万円)

◆病院事業に対する一般会計からの繰入金とその財源

～病院の運営経費のうち、法令等に基づいて一般会計が負担すべきとされている経費については、地方交付税という形で町に交付されています。

また、医療施設整備基金を取り崩し、繰入金の財源に充てています。

繰入金の財源内訳



一般会計からの繰入金の内訳

区 分	決 算 額
救急医療確保経費に係る分	2億 578万円
保健衛生行政経費に係る分	678万円
企業債利息償還に係る分	7,242万円
リハビリテーション医療経費に係る分	2,816万円
小児医療経費に係る分	5,307万円
研究研修経費に係る分	873万円
医師確保対策経費に係る分	4億1,233万円
共済組合、基礎年金負担に係る分	8,856万円
子ども手当に係る分	354万円
院内保育所経費に係る分	814万円
医療の確保に係る分	2億6,878万円
建設改良、企業債元金償還に係る分	1億9,354万円
繰 入 金 合 計	13億4,983万円

平成23年度の水道事業は、配水量・給水量ともに減少していますが、給水戸数にわずかながら伸びがみられました。また、老朽管の更新工事を計画的に行っていることなどから、有収率（※1）が向上してきており事業収支では黒字となりました。

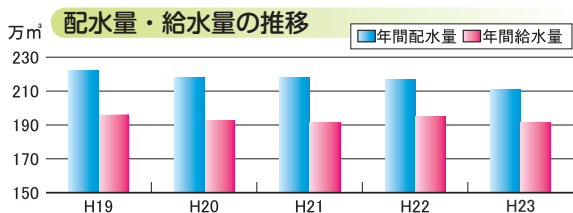
23年度の事業としては、有収率の更なる向上を目指し、市街地（泉高区・依橋19線・南3号）の老朽化した配水管の改修工事を行いました。また、浄水場施設についても、耐震化や設備の更新工事などを行っており、今後も町民の皆さんへ安心な水を安定的に供給していくため、計画的に修繕・工事を行っています。

水道事業は「地方公営企業」（※2）という企業形態で経営され、事業に必要な経費は水道料金でまかなわれています。また、事業運営の健全維持のため、必要な工事量などを見極め、事業収支のバランスや良質な財源の確保など、効率的な事業運営と給水サービスの向上が求められています。

（※1）有収率～浄水場から出た水が、水道メーターを通して料金となる水になった率（給水量÷配水量×100）。

（高いほど優良な経営に結びつく）

（※2）地方公営企業～町の一般会計とは区別し、独立採算性に基づく事業。



有収率の推移

(m³)

	H19	H20	H21	H22	H23
年間配水量	2,218,815	2,181,085	2,177,401	2,167,010	2,103,565
年間給水量	1,960,813	1,923,282	1,913,768	1,947,947	1,930,661
有収率	88.37%	88.18%	87.89%	89.89%	91.78%

平成23年度決算額

経営成績である損益計算書の収益は、4億3,717万円（前年度比△1,571万円）になりました。そのうち水道料金収入については294万円の減収となっています。費用については、施設維持管理費などの営業費用3億1,845万円、償還金利息などの営業外費用2,808万円で、前年度比1,822万円減の3億4,653万円となり、平成23年度の純利益は、9,064万円となりました。

資本的収支（表2）では、支出で老朽配水管整備や設備の更新工事などに係る建設改良費が2億1,247万円、企業債償還と合わせ計2億5,406万円となり、収支で1億6,175万円の不足が生じることから、損益勘定留保資金（※3）等で補てんしました。

（※3）損益勘定留保資金～経常費用のなかで現金の支払いの伴わない経費（減価償却費等）

表1 収益的収支（※4）及び業務量の推移

年度	事業収益	うち水道料金収入	事業費用	年度末給水戸数	年度末給水人口
19	4億4,100万円	4億2,416万円	3億4,298万円	9,348戸	20,438人
20	4億3,122万円	4億1,585万円	3億5,638万円	9,428戸	20,433人
21	4億5,458万円	4億1,185万円	3億7,485万円	9,489戸	20,481人
22	4億5,288万円	4億1,982万円	3億6,475万円	9,569戸	20,625人
23	4億3,717万円	4億1,688万円	3億4,653万円	9,615戸	20,552人

（※4）収益的収支～水道事業会計のうち施設の運転・管理等水道事業を運営するための経費とその財源です。

表2 資本的収支（※5）及び企業債（※6）の年度末残高の推移

年度	収入額		支 出		企 業 債 年度末残高
		企業債借入金	建設改良費等	企業債償還額	
19	5,672万円	5,430万円	8,152万円	1億5,543万円	12億2,796万円
20	6,626万円	6,400万円	9,575万円	1億3,136万円	11億6,060万円
21	1億3,605万円	1億2,880万円	1億6,327万円	1億1,630万円	11億7,310万円
22	1億8,849万円	1億8,550万円	2億2,107万円	6,537万円	12億9,323万円
23	9,231万円	8,740万円	2億1,247万円	4,159万円	13億3,903万円

（※5）資本的収支～水道事業会計のうち、水道施設を建設・整備するための経費とその財源です。

（※6）企業債～水道施設等の整備を行うための費用は莫大であり、水道料金だけでは足りませんので、国や地方公共団体金融機構等からの借入で補っています。また、収益的（事業）収支で得た利益は、これらの借入の返済（償還）に充てられます。



収益的収支の状況（表1、23年度の内訳）

	主な予算科目	決算額	対前年度比増減率
水道事業収益	給水収益	4億1,688万円	△0.7%
	受託工事収益	624万円	14.9%
	その他営業収益	891万円	△5.2%
	その他収益	514万円	△71.8%
	収益合計	4億3,717万円	△3.5%
水道事業費用	人件費	6,098万円	3.4%
	物件費	1億720万円	△15.9%
	受託工事費	292万円	4.4%
	減価償却費	1億4,368万円	1.2%
	資産減耗費	367万円	△45.7%
	支払利息	2,706万円	3.8%
	その他費用	102万円	48.5%
	費用合計	3億4,653万円	△5.0%

平成23年度決算額

歳入	歳出
放牧料	管理費
入牧手数料	事業費
財産貸付収入	公債費
繰入金	
その他	
合計	合計

【主な歳出の内訳】

- ◆管理費……牧場運営委員会などに係る諸経費
- ◆事業費……草地の管理経費
- ◆公債費……借入金の元金及び利子の償還金

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 平成24年度の保険料等について～

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、納期内納付にご協力をお願いします。
※平成24年度の保険料額につきましては、7月中旬に発送予定の保険料額決定通知書によりお知らせします。

●平成24年度保険料の計算方法 (平成24年度は、保険料率が見直されています。)

均等割
【1人当たりの額】
47,709円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成23年中の所得－33万円)×10.61%

=

1年間の保険料
(100円未満切り捨て)
《限度額：55万円》

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

「所得」とは、「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を差し引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。
また、社会保険料控除、配偶者控除、医療費控除などの「所得控除」は適用されません。

●保険料の軽減

◆均等割の軽減（年額） 【世帯の所得に応じて、次のとおり4段階の軽減があります。】

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,770円 (42,939円軽減)
33万円	8.5割軽減	7,156円 (40,553円軽減)
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	23,854円 (23,855円軽減)
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	38,167円 (9,542円軽減)

◆所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。(被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。)



自衛官募集のお知らせ

平成25年3・4月採用の自衛官と各種学生を次のとおり8月1日より募集します。

種 目	受験資格（入隊時年齢）	試 験 日	場 所
自衛官候補生（男 子）	18歳以上27歳未満の者	一 般～7月21日(土)・8月24日(金)	釧 路
自衛官候補生（女 子）		一 般・高校生～9月19日(水)・9月20日(木)	釧 路
一 般 曹 候 補 生		9月24日(月)	中標津
航 空 学 生	高卒(見込含む)21歳未満の者	9月17日(月)	中標津
		9月22日(土)	釧 路

募集期間：8月1日(月)～9月7日(金) 【自衛官候補生（男子）は年間を通じて募集しています】

詳しくは、自衛隊帯広地方協力本部 中標津地域事務所 ■72-0120まで

●保険料の減免

保険料の支払いが困難な場合は、担当係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

●保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- 「口座振替」を希望される方は、担当係へ申し出ください。
 - 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納付通知書」や「口座振替」により納めていただきます。
 - ・年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
 - ・介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方
 - 税申告の際の「社会保険料控除」は、保険料を支払った方に適用されます。
- ※国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、自動的に継続されませんので、改めて手続きが必要です。

【減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります】

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することを確認のうえ、申請してください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみ場合、その受給額が80万円以下の方）
	・老齢福祉年金を受給されている方

【医療費通知の発行を希望される方へ】

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆さんの医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月（平成24年1月～6月の医療費が対象）に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが担当係へご連絡ください。（電話でのご連絡だけで手続きできます）

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方については、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ先：北海道後期高齢者医療広域連合 ■011-290-5601
住民保険課後期高齢者医療係 ■73-3111

中標津町では、この宝くじの収益金を、明生地区コミュニティセンター、西町児童公園、明生児童公園、まこと団地児童公園、睦児童公園、タワラマップ川親水広場などの整備に活用しています。



賞金	
1等	4億円26本
2等	(1等前後賞各5千万円) 50万円52本
3等	100万円2千600本 他
『2千万サマー』	
1等	2千万円450本
2等	(1等前後賞各10万円) 1万円9万本 他
抽選日	
8月7日(火)	

7月9日(月)から7月27日(金)までサマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)が発売されます。今年はサマー史上最高額の1等・前後賞合わせて5億円となり、『2千万サマー』が同時発売されます。

サマージャンボ宝くじ
発売のお知らせ

7月9日(月)から発売!

国民年金保険料には免除・納付猶予制度があります

国民年金は老後のためだけではなく、保険料を未納のままにしていると、もしものときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。保険料の納付が経済的に難しいときは、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。

ご本人・配偶者・世帯主の前年の所得によって、全額免除のほか段階的に一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）があります。また、30歳未満の方に限り、世帯主の所得が多くても、ご本人と配偶者の所得が少ない場合は、保険料の納付が全額猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

免除を受けた期間に納める保険料(月額)と年金額への反映割合

免 除 区 分			納付額(月額)	年金額への反映割合
全 額 免 除	免 除 (全額)		なし	1/2
4分の3免除 (4分の1納付)	納 付 (1/4)	免 除 (3/4)	3,750円	5/8
半額免除 (半額納付)	納 付 (1/2)	免 除 (1/2)	7,490円	6/8
4分の1免除 (4分の3納付)	納 付 (3/4)	免 除 (1/4)	11,240円	7/8

※失業、倒産、天災などを理由に申請する方は、前年の所得にかかわらず、全額免除になる場合があります。

※一部免除は、免除を受けた残りの部分（4分の1、半額、4分の3）を納付することが前提となります。納期限までに納めないと一部免除は無効となり、未納と同じ扱いになります。

ご存知ですか？「国民年金基金」

国民年金基金は、国民年金の上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。加入できるのは、次のいずれの条件も満たしている方です。

- 20歳以上60歳未満の方
- 国民年金第1号被保険者で保険料を納めている方（農業者年金に加入している方を除く。）
- 道内に住民票のある方

※「国民年金基金」については、北海道国民年金基金 ☎0120-65-4192までお問い合わせください。



問い合わせは、住民保険課 国民年金係まで

「食生活改善推進員養成講座」受講生募集

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通した健康づくりの輪を広げる食生活改善推進員を養成するための講座を開催します。食生活に関する正しい知識を学び、自分や家族、そして地域のみなさんの健康づくりに役立てませんか？

- 対 象** 中標津町民で、継続的に講座の出席が可能な方。また、講座終了後は食生活推進員として中標津町食生活改善協議会に所属して活動に参加していただける方
- 定 員** 20名（先着順）
- 場 所** 中標津町保健センター
- 受 講 料** 無料ですが、食生活改善推進教育テキスト代（1,155円程度）は自己負担となります
- 申込締切** 8月31日(金)まで



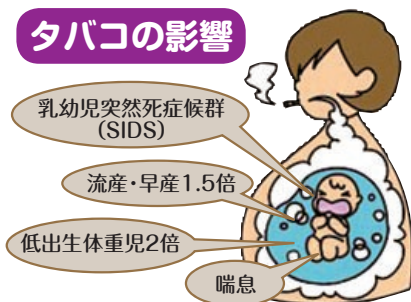
日 程	内 容	開催時間
9/26 (水)	開講式、食生活改善推進員と地区組織について、食事バランスチェック	10:00~12:10
10/12 (金)	健康の現状と課題、食生活の現状	10:00~12:10
10/24 (水)	生活習慣病の基礎知識と予防、調理実習：生活習慣病予防の食事	10:00~13:00
11/ 9 (金)	栄養の基礎、食事バランスガイドについて	10:00~12:10
11/22 (木)	食品衛生、食品表示について	10:00~12:10
12/ 7 (金)	身体活動・運動（理論と実技）	10:00~12:10
12/21 (金)	調理実習：乳幼児～思春期の食育	10:00~13:00
1/16 (水)	調理実習：青年期～壮年期の食育、口腔ケアについて	10:00~13:00
1/31 (木)	調理実習：高齢期の食育（低栄養を防ぐメニュー）	10:00~13:00
2/13 (水)	食生活改善推進員と交流、修了式 修了証書授与	10:30~14:00

※都合により内容が変更になることがあります。

問い合わせは、中標津町保健センター ■72-2733まで



タバコの影響



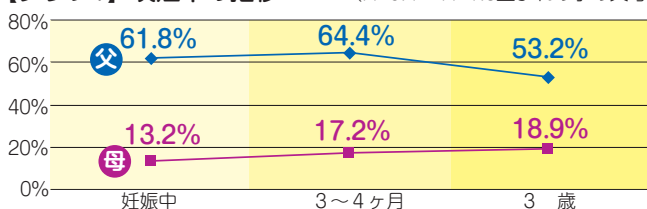
【表1】H22喫煙率(%)

	中標津町	全 国
妊 婦	11.6	5.0
夫	59.3	26.6

資料：中標津町保健活動実績、乳幼児身体発育調査
※全国の値は夫および同居者の喫煙率

【グラフ1】喫煙率の推移

(H20.4～H21.3生まれの子の父母)



資料：保健活動実績

どうしてもタバコが吸いたくなったら…

- 冷たい水を飲む ● 軽い運動などで気分転換をする
- 深呼吸をする ● キシリトール入りガムを噛む
- ニコチンパッチなどを利用する ● 禁煙外来の活用

最近では、タバコが吸える場所の減少やタバコ税の値上げなどの対策がとられており、禁煙への関心も高くなっていると思います。タバコはがんなどの病気の原因といわれていますが、みなさんはタバコの煙が子どもに与える影響について知っていますか？

妊娠中のタバコの影響としては、胎盤の血流量が減少し、赤ちゃんに十分な酸素が送られないことにより、流産・早産、低出生体重児（生まれたときの体重が2500g未満の赤ちゃん）のリスクが高くなります。赤ちゃんが生まれてからも、乳幼児突然死症候群（元気がなくなった赤ちゃんが事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気）や喘息などの誘因になるといわれています。

表1は中標津町と全国の、妊婦さんと赤ちゃんのお父さんの喫煙率を比較したものです。どちらも全国より中標津町の方が2倍以上高い値になっています。また、妊娠中から3歳までの喫煙率を表したグラフ1では、お父さんの喫煙率は減少していますが、お母さんの喫煙率は増加している傾向にあります。この理由としては、もともとタバコを吸っていた方が妊娠中や授乳中は禁煙できていた方が、授乳が終わって吸い始めてしまったためだと考えられます。

タバコを吸っている人の中には、家族に気をつかい家の外や換気扇の下でタバコを吸うようにしている人もいるかと思いますが、タバコを吸い終わった後、しばらくは吐く息にタバコの成分が含まれています。また、タバコの成分は洋服にも付着しており、ベランダのサッシや玄関のドアはタバコの煙を完全にシャットアウトできません。そのため、知らないうちに家族をタバコの被害にあわせてしまっているのです。禁煙しようと思っても、いきなりやめることは難しいと思います。そこで、まずは本数を減らすことから始め、いろいろな禁煙方法が紹介されている中から自分に合った方法を実践してみてもいいでしょうか？

大切な子どもが健康に育つように、またお父さん、お母さんも健康で子どもの成長を見守れるよう、家族みんなで禁煙を始めませんか？

応募総数
1,483点

歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール

歯の衛生週間に合わせ、町内の全小学校から募集した平成24年度の「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」の入賞作品を紹介します。

町長賞

東小学校 4年
きりしま なつみ
桐島 奈津美 さん



教育長賞

丸山小学校 2年
いしの かずき
石野 和希 くん



歯学会賞

依橋小学校 6年
おだ ほのか
小田 帆乃加 さん



入選作品等は、6月2日から11日まで、しるべっと町民ホールに展示されました。

国保だより



●健康保険の手続きは、お早めに

次のようなときは **14日以内** に届け出てください。

国保に

こんなとき	必要なもの
はじめて ○中標津町に転入した ○子どもが生まれた ○職場の健康保険をやめた ○生活保護を受けなくなった	●転出証明書 ●印鑑、世帯主の振込口座がわかるもの ●連絡票（健康保険資格喪失証明書）
やめなおし ○中標津町外へ転出する（した） ○死亡した ○職場の健康保険に加入した ○生活保護を受けた	●該当する全ての保険証 ●印鑑・保険証・相続人代表者の振込口座がわかるもの ●該当する全ての保険証・職場の保険証または連絡票（健康保険資格取得証明書） ●該当する全ての保険証
その他 ○町内で住所が変わった ○世帯主が変わった ○世帯を分けた・一緒にした ○修学のため住所を変更する ○保険証をなくした・保険証が汚れたり、破れたりして使えない	●該当する全ての保険証 ●該当する全ての保険証 ●該当する全ての保険証 ●該当する人の保険証・事実を証明できる書類（在学証明書） ●身分を証明するもの（運転免許証・最近の国保税の領収書・口座振替の預貯金通帳など）・汚損した場合はその保険証



注意!

国保の資格と国保税は、届出日からではなく、職場などの健康保険の資格を喪失した時点までさかのぼります。届出が遅れると、その分の国保税をまとめて納付していただくことになります。

●納税義務者は世帯主

国保税の納税通知書は世帯主に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、その世帯で国保に加入している人がいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

●倒産・解雇等で失業した方の軽減措置があります。

被保険者の方が、勤務先の倒産や解雇等で本人の意思と関係なく、非自発的な理由により離職した方である場合、失業から一定の期間（最長で2年度分）、前年中の給与所得を100分の30として国保税の算定を行います。

また、高額療養費及び高額医療・高額介護合算制度の所得区分判定についても、国保税と同様の軽減措置を行います。該当される方は申請が必要になります。

◇対象となる方◇

以下の条件（すべて）に該当される方が対象になります。

- (1) 平成21年3月31日以降に離職された方
- (2) 雇用保険の「特定受給資格者」「特定理由離職者」の方
- (3) 失業時点で65歳未満の方
- (4) 雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが下記の方
 - ・特定受給資格者離職理由コード………11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由離職者離職理由コード………23、33、34

●納付が困難な方は、早めにご相談ください。

役場ではお仕事などの都合により平日や日中、納付の相談に出向くことが困難な方のために、夜間・休日相談日を開いています。相談日は広報中標津インフォメーション（10、11ページ）に毎月掲載しますのでご覧ください。

なお、開設日当日は、町税（国保税含みます）以外を納めることは出来ませんのでご了承願います。

◆期限を過ぎた税は「滞納」です。期限内に納めましょう。

●理由なく納付いただけない場合は、勤務先や銀行・生命保険などの調査により、預貯金や給与等の差押などの滞納処分を受けることになります。

●国保税を滞納したままにすると、有効期限が短縮された短期被保険者証が交付されます。

※天災、病気やケガ、失業や収入減少による生活困窮、その他特別な事情があって納期限までに納付できない場合は、申請により国保税の全部または一部及び一部負担金が減額・免除される場合があります。誰でもやむを得ない事情は生じます。減免に該当しない場合でも、徴収の猶予などの制度があります。減額・免除は、納期限が過ぎると適用されませんので、できるだけお早めにご相談ください。

◆コンビニエンスストアでも納付が可能になりました。

平成23年4月から、コンビニエンスストア（コンビニ）で納めることができる「コンビニ収納」が始まりました。これにより「忙しくて平日の昼間納める時間が取れない」という方は、町内はもとより、日本全国どこでも納付することができます。

また、全国の郵便局窓口、ゆうちょ銀行の払込機能付ATMでも納付できるようになりました。

なお、金融機関、役場出納室、計根別支所でもこれまでどおり納付できます。

抽選で30名様に乳製品(3,000円相当)をプレゼント!!

●町税・国民健康保険税口座振替加入キャンペーン

口座振替は、納付のたびに金融機関等に出向く必要がなく、安心で便利な制度です。今年度の町税・国民健康保険税について、キャンペーン期間中（7月31日(火)まで）に、口座振替を申し込まれた方の中から、抽選で30名様に乳製品（3,000円相当）を進呈します。

◆対象となる税目

町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

◆申込方法

キャンペーン期間中に、次の金融機関窓口で手続きしてください。

なお、手続きには納税通知書、通帳届出印、預貯金通帳が必要です。

《金融機関各本支店》

大地みらい信用金庫、北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、釧路信用組合、

中標津町農協、計根別農協、ゆうちょ銀行（郵便局）

また、日中に金融機関へ行くことができない方は、郵送で申し込むことができます。

役場納税課ホームページ（<http://www.nakashibetsu.jp/nakashibetsu.nsf/doc/nouzeika?OpenDocument>）から、口座振替依頼書様式をダウンロードし役場納税課まで郵送してください。

◆抽選、商品の発送

12月中旬に抽選、賞品の発送を予定しています。 ※同一納税義務者が複数の税目にお申込みの場合は、1件とカウントします。

※共有名義の固定資産税については納税通知書記載の代表者宛に送付します。

◆対象とならない場合

○キャンペーン期間後にお申込みされた場合（期間内の金融機関取扱印があるものが対象です）

○お申込みのあった町税について、すでに口座振替を利用している場合 ○町税・国民健康保険税に未納のある方

○口座振替利用中の方が期間中に解約し、再度お申込みされた場合 ○口座振替が不能となった場合 ○法人のお申込み

◆口座振替申込の際の注意点

納期限の10日前までには金融機関で手続きをしてください。手続きが遅くなりますと、その月の納期から振替ができない場合があります。



問い合わせ先（国保税の算定に関すること、各種届出に関すること……住民保険課国保係（内線235・236）
納税相談に関すること……納税課徴収対策係（内線207・208）
口座振替キャンペーンに関すること……納税課収納係（内線204）



今夏の夏祭りにおきましては、出店枠に2枠空きが生まれたので、新規に出店を希望される方がいましたら7月19日(木)までにご連絡ください。定数を超える応募があった場合は、抽選により出店者を決定しますのでご了承ください。

なお、出店するには一定の要件があります。

詳しくは、なかしべつ祭り実行委員会事務局（経済振興課観光振興係）まで問い合わせください。

中標津の夏のイベント「なかしべつ夏祭り」が8月11日(土)～12日(日)の日程でしるべつと広場（総合文化会館横を主会場）に開催されます（大平原花火大会は10日(金)開催予定）。

皆さんのお越しをお待ちしています。

なお、各イベント等の詳細については、チラシ等でお知らせします。

また、夏祭り・冬まつりへの模擬店出店については、会場スペースの関係上、出店規則で前年度実績者を優先することと定めており、新規につきましては出店枠に空きが出た場合のみ受け付けすることになります。

なかしべつ夏祭りのお知らせ



児童手当(旧子ども手当) 現況届の提出をお忘れなく！ ～対象 中学校3年生まで～

平成24年6月1日現在、中学3年生までの子どもがいる世帯は現況届の提出が必要です(公務員は事業所から支給されますので町への届出は不要です)。

6月上旬に現況届の案内が届き、まだ未提出の世帯は、送付された「児童手当・特例給付現況届」を役場子育て支援室に提出してください。該当していても案内が届いていない等ありましたら、問い合わせください。

注意事項

- ・7月末までに提出がない場合は10月期の支給ができなくなります。また、今年5月中に児童手当の申請をした方は、今年度は現況届を提出する必要はありません。
 - ・転入転出するとき、子どもが生まれたときは15日以内に申請が必要です。
 - ・受給者(父等)と子どもが別居している場合は、受給者の住民票がある市町村での申請が必要です。
 - ・子どもが施設に入所(退所)した場合は、町への届出が必要です。
- 詳しくは、子育て支援室子育て給付係まで。

ごみ収集のお知らせ

7月16日(月)は祝日のため、ごみ収集は休みとなりますが、一般廃棄物最終処分場は午前中のみ受け入れます。詳しくは、生活課環境衛生係まで。

スズメバチにご注意を

この季節は、スズメバチの活動が活発になる時期です。気が付かないうちに住宅の軒下や古い木造の倉庫など様々な場所に巣を作ります。巣を発見した場合は、不用意に近づかないようご注意ください。

町では、スズメバチの巣の駆除業者を紹介します。

詳しくは、農林課自然環境係まで。

間伐材を配布します

森林公園内で間伐されたとき材用の間伐材を配布しますので、希望者は来庁のうえ申し込み願います。

受付期間 7月6日(金)～17日(火)
(土・日・祝日は除く)

受付時間 9時～17時

搬出時期 7月23日(月)～31日(火)
搬出方法 ご自分で車等(軽トラック・2トン車)を用意し運んでください。

※数量限定のため、希望者多数の場合は抽選で決定します。なお、配布対象は中標津町民に限ります。

申し込み・問い合わせは、建設管理課維持係まで。

町長・町議会議員選挙 立候補届出予定者説明会

8月26日投票日の中標津町長選挙及び中標津町議会議員選挙に立候補を予定している方への事前説明会を次のとおり開催します。

日 時 8月3日(金) 10時から

場 所 役場3階301号会議室

告示日に立候補の届け出をする際に、書類などの不備があると受理されませんので、できるだけ説明会に出席願います。

詳しくは、選挙管理委員会まで。

新しい医師が着任しました

町立中標津病院に新しい医師が着任しましたのでご紹介します。



産婦人科 医長
佐藤 正樹
(さとう まさき)
出身大学：

札幌医科大学
卒業年：平成11年
専門：産婦人科

AEDを設置しました

消防署では中標津町の救急救護体制の向上を目的に、町民が24時間利用可能なAED(自動体外式除細動器)を町内のコンビニエンスストア「セブンイレブン」5店舗、計根別地区は「セイコーマート」(計根別地区のみ6時～23時の開店時間内利用可能)の協力を得て設置しました。店舗周辺で救命事案が発生した場合は積極的に利用してください。

また、消防署では救命講習を随時受け付けています。受講対象者は中学生以上で、中標津町に在住か勤務されている方とし、1度の受講人数は概ね5名～30名です。

申し込み・問い合わせは、中標津消防署救急救助係 ■72-2181まで。

女性のためのなんでも相談所

離婚やセクハラ等、相談者を女性に限定した人権相談所を開設します。

女性の人権擁護委員が相談に応じ、秘密は堅く守られます。相談は無料で難しい手続きありません。お気軽にご利用ください。

日 時 7月29日(日) 13時～16時

場 所 総合文化会館 1階展示室

詳しくは、釧路地方法務局根室支局
■0153-23-4874まで

年金事務相談所開設及び 予約申込のお知らせ

開設日時 8月7日(火) 12時～17時

8月8日(水) 9時～15時

開設場所 役場会議室

予約受付期間

7月17日(火)～7月30日(月)

予約申込は、釧路年金事務所

■0154-61-6000まで。

根釧農業試験場公開デー

根釧農業試験場の仕事を地域の皆さんに紹介し、基幹産業である酪農に対する理解と親しみを深めていただくことを目的に「公開デー」を開催します。

日 時 8月1日(水) 9時30分～14時

内 容 場内施設や搾乳の見学、搾乳体験、子牛への哺乳体験、バター作り体験、乳製品等の展示・販売、魚とのふれあい体験など

※見学や体験については時間帯や人数制限があります。

問い合わせは、根釧農業試験場総務課 ■72-2004まで。

休日法律相談を実施します

日 時 7月22日(日) 10時～16時

場 所 釧路公証人役場
釧路市末広町7丁目2番地
金森ビル1階

相談内容 遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など

相談料 無料

申込方法 相談を希望される方は、7月20日(金)まで、電話予約をお願いします。

申し込み・問い合わせは、釧路公証人役場 ■0154-25-1365まで。



健康

保健センターからのお知らせ

乳がん検診のお知らせ（8月分）

実施期間 8月27日(月) 午後から
対象 40歳以上の女性
 (検診の間隔は2年に1回)
内容 問診、視診・触診、マンモグラフィ撮影(別日程)
料金 2,900円
 (70歳以上は1,400円)
定員 25名
場所 町立中標津病院
申込締切 7月23日(月)
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。

骨粗鬆症検診のお知らせ（8月分）

実施期間 8月1日～31日
 毎週火～金曜日(11時から)
対象 20歳以上の女性
内容 問診、骨密度測定(腰椎・大腿(太もも)骨)、診察
料金 2,200円
 (70歳以上は1,100円)
 国民健康保険加入者・生活保護を受けている方は無料
定員 1日2名
実施場所 町立中標津病院 整形外科
申込締切 7月20日(金)
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。

おやこ料理教室のご案内

日時 7月31日(火) 10時～12時
対象 4歳～6歳児とその保護者
内容 講話・調理実習
参加費 無料
定員 15組(先着順) ※1組2名
場所 中標津町保健センター
担当 管理栄養士
申込締切 7月25日(水)
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。

釧路がん検診センター送迎バス検診

釧路がん検診センターまでバスで無料送迎します。ご家族・ご友人・町内会等でお誘い合わせの上、申し込みください。
実施日 7月30日(月) 7時出発予定
 (釧路がん検診センター15時出発)

検診内容 胃がん・肺がん・大腸がん(30歳以上)、前立腺がん(50歳以上の男性)、子宮がん(20歳以上の女性)、乳がん(40歳以上の女性)、特定健康診査(国保加入の40～74歳の方)

料金 検診内容によって異なります。保健センターまで問い合わせください。

定員 10名以上(定員に達しなかった場合、中止になることがあります)

申込締切 7月13日(金)
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。



税金

7月は国民健康保険税(第1期)、固定資産税(第2期)の納期です【納期限は7月31日】

国民健康保険税の納税通知書は7月中旬から随時普通郵便により発送します。課税に関する問い合わせは住民保険課国保係まで連絡ください。

今月納期分の指定口座からの振替日は7月31日(火)です。口座振替を申し込まれている方は前日までに残高の確認をお願いします。

～納期が既に経過しています～

- 町道民税(第1期)
- 固定資産税(第1期)
- 軽自動車税

納期限を過ぎた税は「滞納」となります。納期を過ぎると納期内に納めた方との公平のため、納期限の翌日から納める日までの期間に応じ、年14.6%(ただし、今年度は納期限後の1ヶ月は4.3%)の割合で延滞金(遅れたための利息)が掛かります。もう一度お手元の納付書をお確かめのうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

<休日・夜間相談窓口>

夜間相談日

7月17日(火) 18時～20時

8月2日(水) 18時～20時

休日相談日

7月29日(日) 9時～17時

平日の昼間に時間をとることができない方は、夜間・休日に納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

なお、夜間・休日相談窓口では町税・

国民健康保険税以外は納めることができません。



一般

町営住宅入居者募集

募集団地

・西町団地(3階建) 西町3丁目
 中堅所得者向け特定公共賃貸住宅
 3LDK(1～3階) 4戸
 平成16年建設

※年齢制限なし・単身可

家賃 51,900円～102,400円
 他駐車場使用料、共益費

受付期間 7月6日(金)～27日(金)

受付場所 住宅係(役場2階窓口④番)

入居時期 8月中旬見込

※入居者資格には条件(所得制限・暴力団員の制限等)があります。

※町税等(保険料・使用料・負担金等含)に滞納がある方は入居できません。
 詳しくは、都市住宅課住宅係まで。

平成25年度根室管内町職員採用資格試験のお知らせ

採用予定町・職種・人数

・中標津町 一般事務職 4名
 技術職(土・建) 2名
 ・別海町 一般事務職 7名
 ・標津町 一般事務職 6名

受験資格

・高校卒(短期大学・専門学校卒含む)
 平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方
 ・大学卒
 昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方
 ・技術職(土木・建築)
 高校、大学卒の条件を満たした方で、土木・建築課程を修了、または修了見込みの方

試験方法

教養試験、専門試験(技術職のみ)、作文試験(大卒は論文試験)

試験日時・会場

・日時 9月16日(日) 9時から
 ・場所 中標津町役場

受付期間

・7月9日(月)～8月10日(金)

※受付時間9時～17時

(土・日・祝日は除く)

※郵送の場合は8月10日(金)消印有効
 申し込み・問い合わせは、総務課職員係または、根室管内町村会、管内各町役場総務課まで。



なかしべつのできごと

Nakashibetsu Town

ニュース de ニュース

6月3日に第49回標津岳山開きが行われ、約170名の人たちが山頂を目指しました。当日は晴天となり、参加された皆さんは思い思いのペースで山登りを楽しみ、絶好の景色を満喫していました。また6月10日に行われた第57回武佐岳山開きはいにくの空模様でしたが、約130名の人たちが山頂を目指していました。

6月
3・10
日

山開き



標津岳山頂

ANAの森づくり植樹祭と中標津町植樹祭が空港近くの町有林で開催されました。上空から「ANA」の文字に見える森づくりの3年計画の最終年で、今年は230名が参加しアカエゾマツ230本、カラマツ940本の植樹を行い、3年間で3千500本の植樹を行いました。

6月
2日

植樹祭



6月
3~17
日

運動会

町内の各小学校では運動会シーズンとなり、学校には父母・祖父母など大勢の人たちが応援にきていて、子どもたちは元気いっぱい競技等に参加していました。



中標津小学校



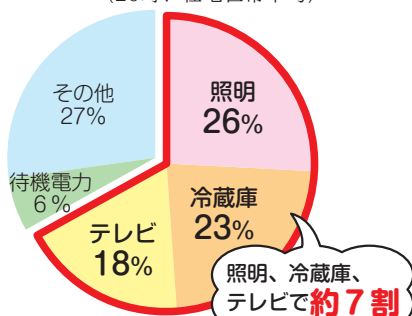
俣落小学校



丸山小学校

夏の各家庭での消費電力(北海道)

(20時、在宅世帯平均)



照明、冷蔵庫、テレビで約7割

●節電に関するお問い合わせは
北海道電力釧路支店 節電専用ダイヤル
☎ 0120-765-154まで

■節電にご協力いただきたい電化製品
各家庭において夏の20時頃、在宅世帯では平均で約700Wの電力を消費しており、**照明、冷蔵庫、テレビで約7割**を占めています。普段からお使いの電化製品について節電のご協力をお願いします。

■節電をお願いする数値
一昨年(平成22年)と比較し**7%以上**



・9月10日(月)～14日(金)
17時～20時

・7月23日(月)～9月7日(金)
※土日及び8月13日～15日は除きます
9時～20時

■節電をお願いする期間と時間帯

全国的に電力需給のひっ迫が見込まれています。中標津町においても節電に対する取組を行っており、各家庭におかれましても、この夏の節電にご理解とご協力をお願いします。

節電にご協力をお願いします

平成24年
7
VOL.595

中標津
なかしべつ

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ(JPEG)で提供しますので総務課情報化推進・広報調査係までご連絡ください。



5月31日現在住民登録人口

町の人口	24,166 (+ 1)
男	11,828 (+ 2)
女	12,338 (－ 1)
世帯数	10,791 (－ 2)
() 内は前月比	

誕生 19人 死亡 14人 転入 63人 転出 67人



広報中標津は、環境保護のため産産間伐材と古紙を配合した用紙および100%植物油型インキ「ナチュラルリス100」を使用しています。